

自治会・回覧

会員各位

'08.07.23
桜台自治会
生活環境部

犬・猫の飼主の方へお願い!

最近、犬の糞が路上や桜台通りの街路樹際を耕した花壇などに数多く放置されています。

住みよい町づくりを進めていく上で大変困った事です。

住民の皆様も同様に思われている事でしょう。

- 1、飼い犬の糞は、回収する事が義務付けられており、これが出来ない人と犬は外出する資格がありません。

(放置すると市原市条例で2万円の罰金です。)

- 2、猫の飼い主は、隣近所に迷惑をかけたり、不快な念を与えていないかを確認のうえ、忌避剤を利用するとか、庭で飼う“しつけ”を付けるなり、適切な対応を心掛けて下さい。

ペットの飼い主は、快適な団地生活を送るため、飼育マナーをわきまえて頂くよう改めてお願い致します。

以上